

(特活) アジア・コミュニティ・センター21  
2020年度 事業計画

## 1. 事業の実施方針

ACC21 がこれまで培ってきたアジア各国の NGO との協力関係/ネットワークを資産として、この資産を、支援を必要とする地域住民の貧困削減等に役立て、ACC21 が掲げるビジョン「アジアの人々が共に生き、支え合う、世界に開かれた、公正で平和な社会」の実現に向けた活動をさらに促進するため、2020年度は以下に重点を置き事業を実施する。

### 1. 中期事業計画（2019～2021年度）との連動

#### 2019～21年度に集中的に取り組む活動（中期計画より抜粋）

- (1) 権利を奪われたストリートチルドレン支援プログラムの強化
- (2) 権利を奪われた貧困家庭の女性の社会主流化支援プログラムの強化
- (3) アジアで活動する次世代の人材育成 \*1

\*1 中期計画では、この名称の後に「アジアの次世代を担う NGO および社会起業家のニューリーダーの発掘とアジア地域間の協働関係の構築」事業をカッコ書きで記載したが、2019年度内に財源確保のめどがたたなかったため、2020年度の実施は見送る。一方2020年度は、2019年11月に開始した「日韓みらい若者支援事業」（10年計画）を実施する（詳細は後継参照）。

- (4) ACT 活動の充実化
- (5) 活動を支える財政基盤の強化（基金づくり \*2）

\*2 「アジア若者みらい基金」を2019年10月に設定した。

### 2. SDGs の達成に寄与する自主事業の実施

「持続可能な開発目標」(SDGs)の理念(「誰一人取り残さない」と、掲げられた17の目標とターゲット169のうちACC21が実施する事業を通じて関連目標(\*3)の達成に寄与する。とくに、社会の最底辺に置かれた子どもや若者の権利を取り戻す活動、そして社会的性差で苦しめられる女性の支援に重点を置く。前者については、3年目を迎える「フィリピンの路上で暮らす若者の自立支援プロジェクト」を現地NGOと連携して推進するとともに、貧しい若者の小規模ビジネス実践に必要な能力構築の支援策開発を現地のNGOと協同組合との連携の下で進める。さらには、SDGsの最終年である2030年までにストリートチルドレン“ゼロ”をめざして、日本およびフィリピンでのNGOs等とのネットワークと協働化を推進する。後者については、2019年度で3年計画の最終年を終え、大きな成果をあげた「スリランカ女性住民組織による共同農業ビジネス開発と市場開拓を通じた地場産業の育成と女性のエンパワメント」をモデルとし、他地域への適用を試みる。

\*3 「1. 貧困をなくそう」「2. 飢餓をゼロに」「4. 質の高い教育をみんなに」「5. ジェンダー平等を実現しよう」「10. 人や国の不平等をなくそう」「6. 平和と公正をすべての人に」「17. パートナリーシップで目標を達成しよう」

### 3. アジア諸国の人々との信頼関係の構築と協力・連携に貢献する人材の育成

2010年に超高齢社会を迎えた日本は今後も人口減少が予測され、外国人労働者の受け入れが増加するなかで、多文化共生が大きな課題となる。海外との関係においては新興国の経済成長とともに、これらの国における貧富の格差のさらなる増大が予測され、日本の人々とアジア諸国の人々との関係にも質的な変化が起きるだろう。こうした情勢の変化をとらえ、アジア諸国の人々との信頼関係の再構築と協力・連携に貢献する人材の育成に一層注力していく。

ただし、これまでアジアの途上国支援に参加する人材育成を目標に10年にわたり実施してきた「アジア社会起業家育成塾（旧称：アジア NGO リーダー塾）」の後継事業「アジアの次世代を担う NGO および社会起業家のニューリーダーの発掘とアジア地域間の協働関係の構築」の資金獲得ができなかったため、本年度は見送ることとする。一方、日本の最も近い隣国である韓国との未来志向に基づく関係構築に参加する若い世代の育成に注力し、2019年11月に開始した「日韓みらい若者支援事業」（10年計画）を推進する。

### 4. 募金型公益信託の普及、公益信託アジア・コミュニティ・トラスト（ACT）の活動の充実化をはかるための提言

ACC21が事務局を務める公益信託アジア・コミュニティ・トラストは、1979年の設定以来、日本初の募金型公益信託として国際協力の分野で大きな役割を果たしてきた。しかし、過去の趨勢は、公益信託の設定件数は2003年3月末時点の572件（年度末信託財産残高719億6,500万円）から2019年3月末時点の438件（年度末信託財産残高571億4,000万円）へと大きく減少している。また、国際協力・国際交流の促進を目的とする公益信託について言えば、2014年度末の受託件数38件（受託金残高37億1,400万円）から2018年度の31件（年度末信託財産残高30億2,800万円）とやはり減少している。

こうした状況の変化をとらえ、2020年度は、本年1月からスタートした調査研究「募金型公益信託の国際協力における役割と展望～誰もが参加できる国際協力のインフラづくりと提言～」(2020年1月～2021年2月、(公財)トラスト未来フォーラム助成)を進め、この中で、政府が現在検討している「新公益信託法」に対する提言を行う。

あわせて、ACT設立40周年(2019年11月～2020年10月)と重なる2020年度は、アジアにおける募金型公益信託ACTの存在意義と市民参加による海外協力の必要性を広く訴え、ACT特別基金の新規設定推進と、上記の募金型公益信託に関する調査研究報告を兼ねたシンポジウムを行う。

### 5. 企業、現地NGOとの三者連携の推進

ACC21の持つ資産(リソース)を共有する形で、現地NGOと企業との三者連携事業を進める。パナソニック(株)、インドネシアの現地NGO「Yayasan Dian Desa Baru」との連携事業(第1フェーズ:2017年12月～2020年1月末)「西カリマンタン辺境地域での太陽光発電利用と生計向上のモデルづくり」(インドネシア)の第2フェーズ(2020年2月より2年間の予定)として、「西カリマンタン辺境地域での太陽光発電電気を活用した生計開発モデルの開発」事業を共同実施する。出来る限り、こうした途上国のNGOと日本の企業そしてNGOがパートナーシップを組んで行うモデル事業に発展させる。

## 6. ACC21 設立 15 周年記念イベントと市民社会に支えられた組織づくり

ACC21 は、2020 年 3 月に設立 15 周年を迎えた。今後、ACC21 は、アジアの他国の人々と日本の人々が助け合い共生する社会に向けて、真に市民や民衆に支えられた組織に変容していく最大限の努力を行う。このような目標と実践を内外に周知するためのイベントを企画し、実行する。

(各事業の詳細は次ページ以降参照)

## II. 2020 年度の事業計画

### [1] 事業

#### 1. 貧困層および基本的人権を奪われた人々への資金およびその他支援事業（資金の流れ）

##### (1) ACT 事業推進（継続）

###### 【受託事業】

- ① アジア各国からの申請事業、助成事業に関わる一連の事務局業務
- ② 2020 年度助成事業のモニタリングおよび 2021 年度新規事業の発掘調査
- ③ 特別基金、一般基金拡大のための広報・渉外活動（ACT40 周年記念関連含む）
- ④ 基金設定者、寄付者、賛助会員との連絡維持
- ⑤ 受託行との連絡維持・調整活動

##### (2) 今井基金・川上基金事務局活動（継続、受託事業）

「公益信託今井記念海外協力基金」、「公益信託川上甚蔵記念国際文化教育振興基金」の事務局活動を行う。

##### (3) 権利を奪われたストリートチルドレン支援プログラム（継続、3 年目）

フィリピンの首都マニラ首都圏では、極度の貧困や親の虐待などを背景に、約 5～7.5 万人の子ども・若者が路上生活を余儀なくされている（2012 年、Jeff Anderson）。これらの子ども・若者（ストリートチルドレン／ユース）の多くは、食事も満足に取れず、物乞いやごみ拾い、車の窓ふきなどでわずかな収入を得て暮らしている。適切な教育を受けていないため、大人になっても安定した職に就くことができず、極めて限られた収入の中で劣悪な生活を送り、中には反社会的なメンバーとなっている。また、10 代のうちに路上で出会った異性との間に子どもを産む女子も少なくなく、その子どももまた路上で育つという悪循環に陥っている。

本プログラムでは、特に 10 代後半から 20 代前半の若者に焦点を当て、彼らが就職や自営業を通じて収入を得て、路上の生活を抜けだせるようになることを目指し、本年度は以下の 3 事業に取り組む。いずれの事業でも、経験豊富な現地 NGO と協働して取り組む。

###### 1) フィリピンの路上で暮らす若者の自立支援プロジェクト

（パートナー団体：チャイルドホープ・フィリピン財団）

フィリピン・マニラ首都圏（マニラ市、パラニャケ市、パサイ市、カロオカン市）の路上で暮らす若者たちが収入を確保し、人間らしい生活を継続的に営めるよう、職業技術、ライフスキル（日常生活の様々な問題に前向きに対処する力）、計画的なお金の使い方などを身に付けるための様々なトレーニングやカウンセリング・サービス等を行う。

本事業の事業期間は、7 月～翌年 6 月で、当該年度（2020 年 4 月～21 年 3 月）は、3 年目に入る（2020 年 7 月～）。路上生活する 16～24 歳の若者約 55 人を対象に、チャイルドホープ・フィリピン財団（以下、チャイルドホープ）と ACC21 が共催する形で、次の活動を行う。

###### ① 講座の実施

テーマ：「ライフスキル（他者との関係構築、ストレスや感情の対処方法、

批判的思考と意思決定、問題解決等)、「金銭管理」、「人生設計」  
「起業」など

- ② マニラ市人材開発センターが実施する職業技術訓練への参加支援
- ③ OJT（実地研修）への参加機会の提供
- ④ 就職活動（履歴書作成・面談）の指導・支援
- ⑤ 就職に向けた各種手続き（出生証明、警察証明等）の支援
- ⑥ 就職あっせん
- ⑦ カウンセリング・サービス
- ⑧ 個人事業を始めたい修了生を対象にした「小規模ビジネス開発・開始支援金」の提供（2020年4月に新たに開始する活動）

## 2) 都市に暮らす貧しい若者の小規模起業家育成プログラムの開発

（パートナー団体：カサガナカ協同組合（K-Coop）、カサガナカ開発センター（KDCI））

本プログラムの構想は、前出のチャイルドホープと ACC21 が実施する「フィリピンの路上で暮らす若者の自立支援プロジェクト」の一環として修了生を対象にしたマイクロファイナンスの活用について議論を重ねる中で生まれたものである。マイクロファイナンスは、専門性を必要とする事業で、NGO としてのチャイルドホープでは法制度上も能力的にも実施することができないことが分かり、その結果、マイクロファイナンスの専門性を持ち事業の実績を持つ「カサガナカ協同組合（K-Coop）」（貧しい都市住民を組合員として多様なサービス活動を行う協同組合）とその組合員の能力開発を行う姉妹団体「カサガナカ開発センター（KDCI）」と三者間で協働するものである。その内容は、組合員総数約 42,000 人のうち、若手組合員約 1,600 名を対象にして、彼らや彼女らが個人事業を始めるうえでの課題や必要な能力について調査、特定し、少額融資を受けて小規模ビジネスを行えるよう人材育成プログラムを開発するものである。調査期間は、2020年1～12月。

チャイルドホープと ACC21 協働事業「フィリピンの路上で暮らす若者の自立支援プロジェクト」の修了生との関係においては、修了生が K-Coop に加入し、組合員として小規模融資や共済保険等の恩典を受けられるよう奨励し、とくに両団体が支援する前出の「小規模ビジネス開発・開始支援金」を使ってビジネスを経験した修了生に K-Coop への加入を奨励し、継続的な少額融資を受け、他の恩典も受けてより安定した生活環境が保証されるよう、その橋渡し役を果たしていく。

2020年3月現在、K-Coop に加入した路上出身の若者（「フィリピンの路上で暮らす若者の自立支援プロジェクト」修了生）は 3 名だが、今後は「⑧「小規模ビジネス開発・開始支援金」を基礎にビジネスを経験した修了生の数は増えていくことが予想される。また、本プログラム開発の成果は、「フィリピンの路上で暮らす若者の自立支援プロジェクト」の「起業トレーニング」にも活用されることが期待される。

## 3) 日本からの若者の派遣、相互学習の機会の提供

本年度は、日本の若者 10 名ほどから構成されるマニラ首都圏へのスタディツアーを実施し、参加者に以下の機会を提供する。①フィリピンの路上で暮らす若者

との対話、②NGO 活動による支援の実態の学習、③ボランティア活動への参加、④フィリピンの大学生等若者との対話・相互学習。

#### (4) 権利を奪われた貧困家庭の女性の社会主流化支援プログラム

2019 年度で 3 年計画の最終年を終えた「スリランカ女性住民組織による共同農業ビジネス開発と市場開拓を通じた地場産業の育成と女性のエンパワメント」のフォローアップ活動として、現地パートナー団体であるウバ・ウェラッサ女性団体（UWWO）と連絡を維持し、活動の進捗と成果を共有し、成果を生み出した要因を分析するとともに、ACC21 のウェブサイトや報告会等で、本事業の成果—女性支援の経済力強化と協同化の意義と重要性—を広く普及し、女性のエンパワメント事業への潜在的支援者の拡大を図る。

2021 年度以降の本プログラムの対象候補事業とパートナー候補団体に関する情報収集を行う。また、本事業をモデルとして、他地域への適用を試みる。

## 2. 関係団体間および人の交流および協力・協働関係の構築事業（ひとの流れ）

### (5) 日比 NGO 協働推進（継続）

#### ① 日比 NGO ネットワークの事務局活動（受託事業）

##### a. 学習会活動

正・準・賛助会員、一般個人に開かれた学習会活動を年間 8 回ほど行う。

##### b. 正・準会員の集い

JPN の今後の在り方をテーマに開催する。

##### c. 情報普及

フィリピン社会とその人々、日本におけるフィリピン人社会の動きおよびフィリピンに関わる日本の NGO の協力活動等についての国内での理解促進と支持者拡大を目的としたウェブサイト、SNS (Facebook・Twitter) を通じた社会への情報発信、フィリピンに関わる NGO のダイレクトリーの更新、一般からの問い合わせ・相談対応を行う。

##### d. 国内外の関係機関等との協働ネットワークの開発と推進

フィリピンに関心を持つ市民・学生団体や大学、在日フィリピン人コミュニティ・グループ、日比友好議員連盟等との関係を推進する。

一方、フィリピンの NGOs との関係においては、2015 年にフィリピンにおいて設立された「極度の貧困撲滅 2030 (ZEP 2030: ZERO EXTREME POVERTY 2030)」の NGO グループとの情報交換、人的交流を進める。

##### e. 提言活動

日本政府の対フィリピン援助や、日系企業の現地での社会的責任の遂行、日比両国の市民交流等に関わる提言活動を行う。

#### ② 日比 NGO ネットワークの協働事業への参加（自主事業）

ACC21 は、日比 NGO ネットワークの正会員団体ならびに運営委員派遣団体として、その責務を積極的に果たす。

#### **(6) 日本企業との連携による途上国地域開発事業の推進（継続、3年目）**

パナソニック（株）、インドネシアの現地 NGO「Yayasan Dian Desa Baru」との連携事業（第1フェーズ：2017年12月～2020年1月末）「西カリマンタン辺境地域での太陽光発電利用と生計向上のモデルづくり」（インドネシア）の第2フェーズ（2020年2月より2年間の予定）として、「西カリマンタン辺境地域での太陽光発電電気を活用した生計開発モデルの開発」事業を共同実施する。ACC21は、パナソニック（株）とYDDの間の連絡調整、現地事業の円滑な実施のための提案・アドバイス、そして他二者と共に事業地訪問・モニター活動、広報活動などを行う。

### **3. 知識・情報の普及推進事業（知識・情報の流れ）**

#### **(7) 広報・啓発事業**

アジアの草の根の動向（NGO、民衆）に関する情報収集と発信（継続）、情報提供システム／ツールの改善を行う。

各種ツールにおいて活動について定期的に情報発信し、当センターが専門性をもって成果をあげ活動していることをわかりやすくアピールするとともに、イベント開催、受益者・スタッフの関連記事などを通じて潜在支援者と当センターの“つながり”を醸成する。これに伴い、次の活動を行う。

- ①支援者管理ツールの導入と既存・潜在支援者の分析、支援者管理業務の整理
- ②一般向け「事業報告書」の編集・発行、事業別ニュースレターの統一
- ③「すっきり寄付」（物品による寄付）の広報拡大
- ④ウェブサイト・パンフレットの刷新、遺贈寄付パンフレットの発行・配布
- ⑤15周年記念イベント／キャンペーンの企画・実行

#### **(8) 「アジア留学生インターンシップ報告会」**

本事業は、ACTが助成する「アジア留学生インターン受入れ助成プログラム」のアジア留学生と受け入れ団体となっているNGOsやNPOs責任者による報告会であり、ACC21が主催するものである。発表者は、2019年度プログラムに参加した留学生と受け入れ団体関係者から10余名が選ばれ、一般に公開される。留学生のインターンシップの成果を基に、留学生間および日本の市民との体験共有が図られる。

### **4. 政策・制度変革のための提言事業（政策・制度変革の流れ）**

#### **(9) 政策提言（継続）**

（特活）国際協力NGOセンター（JANIC）正会員、日比NGOネットワーク（JPN）の正会員、グローバル連帯税フォーラムの正会員、NGO－労働組合国際協働フォーラムの委員、（特活）シーズ・市民活動を支える制度をつくる会の賛助会員として政策提言活動に参加する。

## 5. 国際協力に携わる人材育成（ひとづくり）

### (10) 日韓みらい若者支援事業（2019年11月～）

本事業は、日韓の過去の歴史を、在日コリアン（韓国人・朝鮮人）の若者たちの参加も得て、日本の若者たちが直視し、2国間の共通の歴史観を育み、それを基礎に両国関係の未来を志向する姿勢そして能力を身に付けるのを支援し、その輪を広げていくことを目的とする。

本事業を実施するにあたり、日韓両国の協力を推進する活動を行っている市民団体が、日本国内にどれだけ存在し、どのような活動を行っているかの実態を把握するため、2019年12月から調査を開始し、その調査報告書案を2020年4月末までにまとめる。2020年度の主な活動は次のとおり。

#### ① 協力候補団体への訪問、信頼関係づくり（在日コリアン関係の団体含む）

この分野で豊富な経験を持ち、影響力のある個人・団体（“インフルエンサー”）を訪問し、ヒアリング、本事業の将来像等について意見交換する。10～15個人・団体の訪問を目標とする。

#### ② 学習会活動

これまで本分野で活動してきた団体の代表や研究者を講師として招き、原則、月1回の学習会（公開）を開催する。

#### ③ フォーラム開催

第1回フォーラム（5月または6月）では、日韓関係団体実態調査報告書（自己財源で行い2020年4月完成予定）を共有し、参加者間でそれぞれの活動と課題を共有する。その結果を冊子にまとめ、“語り場”活動にフィードバックし、活用してもらう。なお、本フォーラムでは本事業の基本的課題である「日韓両国の歴史認識と未来に向けての若者支援」をテーマに問題提起を内容とする基調講演の場を設ける。詳細は、助言委員会と関係団体との協議の下で決定する。

第2回フォーラム（2020年9月予定）では、“語り場”活動を行った各団体（インフルエンサー）からの報告を共有し、議論を深める。以降、同様のフォーラムを、原則、年2回開催し、日韓関係に携わる大学のサークルをはじめ、市民団体間の協働ネットワークの基盤づくりを進めていく。

#### ④ 事業委員会の開催

共催団体事業責任者および外部助言者数名による委員会を必要に応じ開催する。

#### ⑤ “語り場”活動の開始

日韓の過去の歴史を、日本の若者たちが直視し、また2021年度からは韓国側の若者の参加を得て2国間の共通の歴史観を育み、それを基礎に両国関係の未来を志向する姿勢そして能力を身に付けるのを支援し、その輪を広げていくことを目的に、“語り場”活動を2020年6月より原則、隔月に開催する。“語り場”活動では、インフルエンサー8～10団体・個人が中心となり、各回それぞれ15～20名の若者の参加を得る。年間で延べ数700名以上の参加を目標とする。（2021年度以降、韓国の若者の団体が参加すれば、数百名の韓国の若者の参加が見込まれる。

各“語り場”では、フォーラムで取りあげたテーマについて議論する。この“語り場”では、主催者または“インフルエンサー”が作成した資料や冊子またはウェブサイト上の報告書などを活用する。そして、“語り場”での議論の成果を、次のフォーラムで発表し、参加者と共有する。さらに、“語り場”間の交流・相互学



習を進める。

#### ⑥普及活動

フォーラムで話し合わせ、報告された内容を広く一般に普及するため、フォーラム後に、報告書を兼ねた冊子を一定部数発行する。同時に、参加団体のウェブサイト上で報告書にアクセスできるようにする。なお、数年間単位でブックレットなど書籍化することも考える。

### (11) 国際協力人材の能力構築

現地住民の参加を基本とした事業計画の策定、実施体制の確立、事業開始後の定期的なモニタリングと振り返り、実施中および実施後の評価などを行いたいと考える国際協力を行う市民組織は数多いが、既存の研修は事業の実施プロセスに沿った体系的なものでなく、また、そうした研修の多くは中小規模の団体にとって高額な受講料となっている。

質が高く、より成果が出る事業を実施するためには、組織の管理者、事業担当者、そして次世代を担う人材の能力構築の機会への需要は高いと考えられる。本事業は、複数の公益信託の事務局を長年つとめ、日本国内外の団体からの助成申請書を受け付け、審査に関わっている当センターの強みを生かし、国際協力を行う市民組織を対象に、事業の企画・立案と事業計画書／助成申請書の作成法や評価手法についての研修を実施する。

## 6. 調査研究事業

### (12)「募金型公益信託の国際協力における役割と展望～誰もが参加できる国際協力のインフラづくりと提言～」(継続、2020年1月～)

本調査研究は、ACTのような募金型公益信託の意義と役割を確認し、とくに国際協力・国際交流促進を目的とする公益信託(\*2)が増加するための、望ましい条件、環境、アプローチ(遺贈、相続財産の活用を含む)を検証するとともに、現在検討されている「新公益信託法」に対する提言を行う。

日本で公益信託“第1号”が1977年に設定されて以来、42年余りが経った現在、公益信託制度の見直しが政府によって行われている。第55回信託法部会(2018年12月18日)で審議された「新公益信託法」の目的は、次のように謳っている:「新公益信託法は、公益信託をすることについての認可(以下「公益信託認可」という。)を行う制度を設けるとともに、受託者による公益信託事務の適正な処理を確保するための措置等を定めることにより、民間による公益活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進及び活力ある社会の実現に資することを目的とするものとする。」

しかし、公益信託のこれまでの変遷をみると、かつて600件を超えていた公益信託の受託件数は、2001年度末の571件(残高733億5,500万円)から2018年度末には438件(同571億4,000万円)と減少の一途をたどっている。また、「国際協力・国際交流促進」を目的とする公益信託の2014年度末受託件数は38件であったが、4年後の2018年度末には31件(残高30.28億円)となり、7件減少している。

公益法人やNPO法人など、公益性の高い活動を行う法人はすでに多くあるなかで、公益信託における委託者（公益信託の設定者）、受託者（公益信託の運営を行う法人/個人）、寄付者（募金型公益信託への寄付者）、受益者（公益信託から提供される助成金などの受取者）のニーズや課題にどのように応えれば、公益信託の制度利用がより拡大するかについて、十分に議論されてこなかった。そこで本事業では、文献調査に加え、募金型公益信託の運営に携わった実務者の体験・知見を持ち寄り、以下の3点を主なテーマとし、調査し、検討を加え、提言を行う。

1. 公益信託受託件数の減少（\*1）要因の分析
2. 公益信託制度における募金型公益信託の位置づけと特徴と実績と可能性の分析
3. 公益信託のなかでもとくに国際協力・国際交流促進を目的とする公益信託（\*2）が増加するための、望ましい条件、環境、アプローチ（遺贈、相続財産の活用を含む）を検証するとともに、現在検討されている「新公益信託法」に対する提言

## **[2] 組織運営**

### **(1) ガバナンス**

2019年度上期に新理事を2名迎え、理事の構成(2020年3月現在、8名)はより多様な知見・経験を有するメンバーとなっている。これら理事の助言・指導を得ると共に、事務局とのつながりを強化・推進し、組織運営上の責任ある意思決定・合意形成を行っていく。重要事項については正会員で構成される総会にて決定する。また、民間公益活動の推進役を長年担ってきた公益法人協会の前理事長(現会長)をアドバイザーとして迎え、社会における責任ある役割を果たす上での助言・指導を受ける。これら一連のガバナンスについては、監事の監査を受ける。

### **(2) 財政基盤強化**

収益に占める自己財源比率60%の達成をめざし、以下の資金獲得の活動を行う。

- ① 個人賛助会員、寄付者の拡大(戸別訪問、クラウド・ファンディングその他の活用、物品の寄贈(すっきり寄付)、遺贈寄付者の開拓)
- ② 事業実施のための公的資金ならびに民間助成金の確保
- ③ 企業の賛助会員、寄付の確保
- ④ 企業等との連携を通じた事業収入の開拓

### **(3) 事務局体制の拡充**

以下を、重点的に行う。

- ① 職員の補充
- ② 職務分担(責任体制)の明確化
- ③ 福利厚生の実質化

以上